自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

（自転車競技法施行規則の一部改正）

第一条　自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第三十一条第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

（小型自動車競走法施行規則の一部改正）

第二条　小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「第三十一条第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

○経済産業省環境省令第九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行に伴い、及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　長浜　博行

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号ハ及び同条第二号ハ中「第三十一条第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

○経済産業省環境省令第十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行に伴い、及び特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項第一号の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　長浜　博行

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ハ及び同条第二号ハ中「第三十一条第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

○国土交通省令第八十三号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項及び第二項並びに第百十九条の二の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

（航海当直部員の乗組みに関する基準）

第七十七条　船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部員を乗り組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

第七十七条の二を削り、第七十七条の二の二を第七十七条の二とし、第七十七条の二の三を第七十七条の二の二とし、第七十七条の二の四を第七十七条の二の三とする。

第八号表中「第七十七条の二の四関係）」を「（第七十七条の二の三関係）」に改め、同表第一号中「甲種」を削り、「十八年」を「十六年」に改め、4を削り、同表第二号及び第三号を削り、同表第四号中「第一号2及び第二号1」を「前号1及び2」に改め、同号を同表第二号とし、同表第五号中「第一号2及び3、第二号1並びに」を「第一号及び」に改め、同号を同表第三号とし、同表第六号中「第一号2及び3、第二号1、第四号2並びに」を「第一号、第二号2及び」に改め、同号を同表第四号とし、同表備考第二号中「第四号2」を「第二号2」に改め、同表備考第三号中「第五号3」を「第三号3」に、「第七十七条の二の二」を「第七十七条の二」に改める。

第二十二号書式中「（第七十七条の二の四関係）」を「（第七十七条の二の三関係）」に、「第77条の2の4第2項」を「第77条の2の3第2項」に改め、「甲種甲板部、乙種甲板部、丙種」を削る。

第二十二号の二書式中「（第七十七条の二の四関係）」を「（第七十七条の二の三関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の船員法施行規則第七十七条の二の四第一項の規定による甲種甲板部航海当直部員、乙種甲板部航海当直部員又は丙種甲板部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者は、改正後の船員法施行規則第七十七条の二の三第一項の規定による甲板部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者とみなす。

告示

○金融庁法務省告示第五号

昭和十七年大蔵省司法省告示第一号（社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

法務大臣　滝　実

一及び二中「株式会社みずほコーポレート銀行

「株式会社みずほコーポレート銀行　東京都港区港南二丁目

株式会社みずほコーポレート銀行本店証券部」を「東京都中央区八重洲一丁目

株式会社みずほコーポレート銀行本店証券部」に改める。

○外務省告示第三百五十一号

ニュージーランド政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十四年九月十日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年十二月十日にニュージーランドについて効力を生ずる。

（平成二十四年九月十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年十月二十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第二千三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里一一〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備